

(仮称)消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会の設置について(案)

資料2-6

【消防用設備等点検報告制度】

消防用設備等や特殊消防用設備等が火災時にその機能を発揮することができるよう、防火対象物の関係者に対し、定期的な点検の実施と、その結果の消防署長等への報告を義務付けているもの。(昭和49年の消防法改正により創設。昭和50年4月より施行。)

【課題】

- ① 点検報告実施率が全国平均で5割弱に留まっている。(平成25年実績)
- ② 無資格者による点検が可能な小規模な建物であっても、ほとんど有資格者により行われている。
(平成27年に実施したサンプル調査では、600件中、598件が有資格者によるものであった。)
- ③ 点検報告実施率の向上のための取り組みについて、地域により差がある。



これらの課題を解決する方策を検討するため、「予防行政のあり方に関する検討会」の下に、「(仮称)消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」を設置したい。

(参考) 消防用設備等点検報告制度について

【制度の概要】 (法第17条の3の3)

防火対象物の関係者は、消防用設備等又は特殊消防用設備等について、定期に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

【点検の種類と期間】

● 機器点検

次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、6月に1回実施する点検。

- ① 消防用設備等に附置される非常電源(自家発電設備に限る。)又は動力消防ポンプの正常な作動
- ② 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
- ③ 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

● 総合点検

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を確認するため、消防用設備等の種類等に応じ、年に1回実施する点検。

※ 特定防火対象物とは

百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で多数の者が出入するもので、令別表第1の(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項、(16の3)項

【点検実施者】

次の防火対象物の消防用設備等は、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検をさせなければならない。

- ① 延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物
- ② 延べ面積1,000㎡以上の非特定防火対象物で、消防長又は消防署長が指定するもの
- ③ 特定一階段等防火対象物

【報告】

防火対象物の関係者は、点検結果を、維持台帳に記録するとともに、以下の期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあつては、設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。

- | | |
|-----------|-------|
| ① 特定防火対象物 | 1年に1回 |
| ② 上記以外 | 3年に1回 |

【消防用設備等点検報告制度の実施率】

	特定防火対象物	非特定防火対象物	全体
H23年度	49.1% (456,637件/929,590件)	40.0% (1,170,490件/2,926,298件)	42.2% (1,627,127件/3,855,888件)
H24年度	50.1% (469,007件/936,841件)	40.9% (1,198,325件/2,930,261件)	43.1% (1,795,615件/3,845,459件)
H25年度	50.4% (478,646件/949,119件)	45.5% (1,316,969件/2,896,340件)	46.7% (1,667,332件/3,867,102件)